

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会 マイクロバス使用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人うるま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するマイクロバス（以下、「バス」という。）の運営管理について必要な事項を定め、社協活動の推進及び市内の福祉団体等の自主活動、ボランティア活動等の促進に資することを目的とする。

(保管及び管理)

第 2 条 バスは、常に道路運送法及びこれに基づく車両保安基準に適合する整備管理の状態を保ち、その保管、管理、使用については、次の各項の規定を遵守しなければならない。

- 2 バスは、所定の位置に保管し、車両管理者は常に盗難・火災・毀損の被害にかかわることのないよう留意しなければならない。
- 3 車両管理者は、会長の命を受け、事務局長が当たるものとする。

(使用の対象)

第 3 条 バスを使用できる者は、本会に属する福祉団体（民生委員児童委員連絡協議会、老人クラブ連合会、母子寡婦福祉会、身体障がい者協会、ボランティア連絡協議会）とする。ただし、本会会長並びに車両管理者が合議上、特別にその必要性を認めた場合は、上記以外の団体にも使用させることができる。

(使用の優先順位)

第 4 条 バスを使用する場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 本会の事業に使用するとき
- (2) 本会に属する福祉団体が事業に使用するとき
- (3) うるま市行政関係の計画する事業に使用するとき
- (4) 特例を認められて使用するとき

(運行日)

第 5 条 バスの運行は、通常日曜日、祝日を除いて毎日運行できる。ただし、日曜日、祝日及び休日に使用申請があり、車両管理者がその必要性を認めた場合はその限りでない。

(運行時間)

第 6 条 バスの運行時間帯は通常、午前8時30分から午後5時00分までとし、使用期間が2日以上にわたらないこと。ただし、車両管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用許可申請)

第 7 条 バスの使用を希望する者は、使用許可申請書により使用する5日前までに車両管理者の承認を受けなければならない。ただし、急を要する場合はその限りではない。

- (1) 使用を許可された者は第8条の留意事項を守らなければならない。

2 使用を許可された者がその使用を取り消す場合には、事前に車両管理者へ申出なければならない。

(使用上の留意事項)

第 8 条 バスを使用する者は、次のことに留意しなければならない。

- (1) バスの乗車定員は29名（運転手含む）である。それ以上の定員超過は固く禁止する。
- (2) バスの運転者は、出発前必ず車両の点検を行い安全運転に努めなければならない。
- (3) 使用者は、使用后バスを清掃の上、損傷の有無を確認し損傷ある場合は、車両管理者へ報告しなければならない。
- (4) 運転者は、必ず備え付けの運行日誌及び出発前点検表を記録しなければならない。

(使用許可の取消し)

第 9 条 バスの使用者が次の各号に該当すると認めた場合又は運営上特別な事由が生じた場合には、車両管理者は使用の取消し又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用目的に違反したとき
- (2) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき
- (3) 使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき

(事故・損傷の賠償)

第 10 条 バスの使用にかかる事故・賠償については、次のとおりとする。

- (1) 使用者は、使用上の如何なる事故といえども、その損害賠償の責任は使用者が負うものとし、本会はこれを負わない。
- (2) 使用者は、バスに損傷を生ぜしめた場合は、速やかに原型復元の処置を講じた上で返納しなければならない。

(法令の遵守)

第 11 条 車両を運転する者は、常に道路交通法及びこれに基づく他の法令を遵守し、車両の安全に留意し、事故防止の最善の努力を払わなければならない。

(その他の事項)

第 12 条 この規程のほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は平成 21 年 3 月 24 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 1 合併前の具志川市社会福祉協議会マイクロバス使用規程、勝連町社会福祉協議会マイクロバス使用規程によりなされた手続、措置その他の行為は、うるま市社会福祉協議会が引き継ぐものとする。
- 2 平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに係る事業執行については、この規程の相当規定に基づいてなされたものとする。